

京都市告示第 69 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等に限り、）及び京都市里道管理条例第 2 条の規定に基づき、水路及び里道を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 31 日

京都市長 榊 本 頼 兼

(左京区)

整理番号	路 線 名	起 終 点 点
1	八瀬水0108号	左京区八瀬秋元町 2 1 7 番地地先 左京区八瀬秋元町 2 2 5 番地地先
2	八瀬里0014号	左京区八瀬秋元町 1 9 3 番地地先 左京区八瀬秋元町 2 3 6 番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)